

平成19年度決算に基づく  
健全化判断比率及び  
資金不足比率審査意見書

横浜市監査委員



横浜市長 中 田 宏 様

横浜市監査委員	川 内 克 忠
同	須須木 永 一
同	山 口 俊 明
同	星 野 國 和
同	仁 田 昌 寿

平成19年度決算に基づく健全化判断比率及び  
資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、審査に付された平成19年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査し、また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された平成19年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出する。

## 第1 審査の対象

- 1 平成19年度決算に基づく健全化判断比率
  - (1) 実質赤字比率
  - (2) 連結実質赤字比率
  - (3) 実質公債費比率
  - (4) 将来負担比率
- 2 平成19年度決算に基づく資金不足比率
  - (1) 横浜市港湾整備事業費会計
  - (2) 横浜市中心卸売市場費会計
  - (3) 横浜市中心と畜場費会計
  - (4) 横浜市中心街地開発事業費会計
  - (5) 横浜市新墓園事業費会計
  - (6) 横浜市風力発電事業費会計
  - (7) 横浜市下水道事業会計
  - (8) 横浜市埋立事業会計
  - (9) 横浜市水道事業会計
  - (10) 横浜市工業用水道事業会計
  - (11) 横浜市自動車事業会計
  - (12) 横浜市高速鉄道事業会計
  - (13) 横浜市病院事業会計
- 3 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第2 審査の期間

平成20年7月16日から平成20年9月5日まで

## 第3 審査の方法

平成19年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令に基づいて算定され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかについて審査を行った。

## 第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令の規定に基づいて算定され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

### 【参 考】

#### 1 健全化判断比率

健全化判断比率	平成19年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
(1) 実質赤字比率	—	11.25%	20.00%
(2) 連結実質赤字比率	—	16.25%	40.00%
(3) 実質公債費比率	20.6%	25.0 %	35.0 %
(4) 将来負担比率	292.7%	400.0 %	

注 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は「—」と表記します。

#### 2 資金不足比率

会 計 別	資金不足比率	経営健全化基準
(1) 港湾整備事業費会計	—	各会計とも20.0%
(2) 中央卸売市場費会計	—	
(3) 中央と畜場費会計	—	
(4) 市街地開発事業費会計	—	
(5) 新墓園事業費会計	—	
(6) 風力発電事業費会計	—	
(7) 下水道事業会計	—	
(8) 埋立事業会計	—	
(9) 水道事業会計	—	
(10) 工業用水道事業会計	—	
(11) 自動車事業会計	—	
(12) 高速鉄道事業会計	—	
(13) 病院事業会計	—	

注 資金不足額がない場合は「—」と表記します。